

2023年度（令和5年度）特定非営利活動法人 藤沢相談支援ネットワーク

寒川町障がい者相談支援事業所 ゆいっと 事業報告

1、年度総括

（1）新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後について

①相談業務の通常化

今年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことにより、感染拡大前の通常の相談業務に戻すことができた一年であった。ケア会議の開催についても躊躇なく開催することができ、訪問による相談についても、必要に応じて訪問が再開できるようになった。

②ICの活用について

通常の再開ができるようになった一方で、コロナウイルス感染拡大を期に、社会として一気に加速されたICの活用であるが、ゆいっとにおいてはさほど進んではおらず、感染拡大前よりメールの活用や、zoomの活用が推進されたとは言い難い。

相談業務におけるICの活用のあり方が、新型コロナウイルス感染症拡大が契機となり浮き彫りとなった。今後の課題と感じている。

（2）利用者像の変遷について

①手帳取得の対象者ではない利用者の増加

利用者像については、昨年度に引き続き、成人については、引きこもりの状態にある方、または軽度の知的障がい等の方で、必ずしも福祉関連のサービス（ヘルパー、事業所通所等）の利用が適当ではない方の相談が増えている。特に、軽度知的障がいの方でも、新たに顕著となってきた傾向としては、療育手帳も対象にならない程度の、軽度知的障がいという診断もされず、恐らく、僅かな軽度の知的障がいがあると思われる方の相談が増えている。成人になって、アルバイトを転々とする中で、人間関係や仕事についてゆけずに立ち行かなくなり、貧困状態になり、委託相談につながる方が増えている。福祉制度の狭間の利用者が増加傾向にあると感じている。

②児童期における保護者のニーズの多様化

児童期においては保護者のニーズはより多様化（専門化）されており、また、保護者の支援（世帯支援）が必要な場合も多く、福祉課の他、子育て支援課（発達相談）、教育研究室（不登校相談）との連携のあり方も喫緊の課題である。

(3) 寒川町における相談支援体制強化について

寒川町における委託相談の在り方については、上述した近年の利用者像の変遷からもあるように、サービスを利用する前の段階の方の相談として、委託相談の役割を喫緊に明確化していく必要があると感じている。

委託相談支援事業においては、サービス利用前の緊急介入及び集中的・機動的支援、本人及び家族との直接支援が困難な状況においては、相談介入に至るまでの環境調整または関係機関の後方支援を中心に行うものとし、ある程度の生活支援の習慣化が図れた時期（サービスにつながった時点）に、本人の意思を確認した上で、速やかに指定特定・指定障害児相談支援事業への移行を行う。福祉課、さむかわ基幹相談支援センターと協働し、地域全体として、委託相談支援の役割の明確化と指定特定相談支援事業との棲み分けを行い、相談支援体制を強化していく必要がある。

2、相談員人員配置及び資格状況（2023年（令和5年）3月31日現在）

【相談員人員配置】

管理者（相談員との兼務	有・無）
常勤専従	4名（常勤換算 3.8名）
常勤兼務	0名（常勤換算 0名）
非常勤	0名（常勤換算 0名）
合計	4名（常勤換算 3.8名）

【資格】複数回答可

社会福祉士	2名
精神保健福祉士	1名
保健師	0名
相談支援専門員	4名（内、主任相談支援専門員 2名、現任研修修了者 2名）
その他（介護福祉士	1名）

3、実施事業

(ア) 障害者相談支援に関する事業

- ① 福祉サービスの利用援助に関する事。
- ② 社会資源を活用するための支援に関する事。
- ③ 社会生活力を高めるための支援に関する事。
- ④ ピアカウンセリングに関する事。
- ⑤ 権利擁護のために必要な援助に関する事。
- ⑥ 専門機関の紹介に関する事。
- ⑦ 寒川町地域自立支援協議会への協力に関する事。

【実績】

① 福祉サービスの利用援助に関すること

支援内容（福祉サービスの利用等に関する支援）としては、支援内容の全体の約 30% を占め、1 番多い支援内容となっている。成人については、主に家事援助の利用調整、通所事業所の利用調整や、見学同行、利用に関する相談、また、利用後については本人及び事業所へのモニタリング等となっている。児童についてはほぼ放課後デイサービス事業所、児童発達支援事業所の利用調整や見学同行、紹介となっている。

② 社会資源を活用するための支援に関すること

県主催の生活困窮者自立支援法第 9 条に基づく神奈川県支援会議に委員として参画し、福祉領域以外の社会資源（水道局窓口、公営住宅窓口）との連携の契機となった。

また、昼夜逆転の生活リズムの是正へ支援や、支援者が自宅に訪問することにまずは慣れるための支援（訪問看護の調整）など、福祉サービス活用前までの支援を実施。

インフォーマル資源としては、本人の所属する会社の方等と情報共有や協力依頼を実施。

③ 社会生活を高めるための支援に関すること

支援内容「生活技術に関する支援」としては、2 番目に多い支援内容となっている。また、サービス利用に至る前の支援の多くが「生活技術に関する支援」に含まれている。

社会経験が少ない方も多く、相談員との適切な距離感の維持や、面談予約のやり方等の段階から困難な状況の方が多い。社会的な手続きの一つ一つに、丁寧な寄り添う支援を実施。

④ ピアカウンセリングについて

実施には至らなかった。

⑤ 権利擁護のために必要な援助に関すること

支援内容（権利擁護に関する支援）としては、4 件となっている。障害者虐待を受けた方の保護に関する支援や、本人が希望する海外旅行を実現するために保佐人との連携を実施。

日頃のケースワーク自体が、常に本人が社会的不利益、差別を被ることに対して、能動的に各機関に働きかけることであると認識している。

⑥ 専門機関の紹介に関すること

医療に関しては、精神科クリニックの紹介や、新規受診の同行、子育てに関しては児童相談所や子育て支援課、金銭管理についてはあんしんセンター（茅ヶ崎市）等の紹介を実施。

⑦寒川町地域自立支援協議会への協力に関すること。

- ・寒川町自立支援協議会参加（計5回）
- ・児童期支援ネットワーキンググループ参加（計2回）

【課題】

① 福祉サービスの利用援助に関すること

福祉サービス全般として、町内には事業所が少ないため、選択の基準が本人の特性にあった事業所ではなく、利便性を基準に選択せざるを得ない状況にある。

また、児童に関しても同様で、支援内容ではなく送迎の可否が選択基準となる傾向にある。保護者の就労支援のために放デイを利用される方も少なくはなく、放デイ利用のあり方については、町福祉課との協議が必要である。

ヘルパー事業所が少ないことは地域課題であり、家事援助や移動支援の調整が困難を極めている。

② 社会資源を活用するための支援に関すること

他者との関わり自体が難しい方や、引きこもりの状況の方など、社会資源を活用する前段階の方の支援が増えており、支援の展開に苦慮することが多い。社会資源を活用するある程度の要件（外出できる、他者と会話ができる等）を整備することが委託相談の初期段階での集中的な役割となるが、本人との関りには難航する。

また、必ずしも障がい起因しない生活のしづらさを抱えている方が多く、福祉課及び委託相談、計画相談以外の支援機関の創出と連携が喫緊の課題と感じている。

（民間のNPO支援団体、ボランティア団体等）

③ 社会生活を高めるための支援に関すること

本人の社会生活を高めたい（サッカー教室に通いたい等）ニーズに対して、活用できる人的・物的資源が少ない。例えば、本来、好きな時に好きな場所に行くことができる自由は誰もが保証がされるべきであるが、移動支援の事業所が少ない、ヘルパー自体の人数が少ない状況。

また、社会生活を高める（どのような生活を送っていきたいか）という感覚さえ持つことが困難な状況の方が多い。社会生活を高めるためには、まず高めるための必要条件（十全な情報提供、社会経験等）を満たす支援が必要となってくる。

④ピアカウセリングについて

ピアカウセリングを実施できる事業所の人員体制が整っていない。

⑤権利擁護のために必要な援助に関すること

具体的には、成年後見制度の利用援助等になると思うが、制度の利用に関しては対象となるような相談件数自体が少ない状況。しかし、権利擁護を広義に捉えると、本人の日常の意思決定が阻害されている局面も少なくはない。本人（の権利・意思）がいまだに支援の場面においても家庭の場面においても尊重されていないという現状がある。

⑥専門機関の紹介に関すること

専門機関の紹介もあるが、利用者に対し、学校に関することは学校に相談、医療に関することは医療に相談等の相談内容の整理を行うとともに、専門機関との間に入る事が圧倒的に多い。

また、課題としては専門機関（特に医療機関）を紹介した後の委託相談事業所との連携が円滑に行われないことがある。

⑦寒川町地域自立支援協議会への協力に関すること。

今年度は全5回とも対面で実施することができ、委託相談支援事業所の状況と課題を適宜報告することができたが、各課題に対する協議には至らなかった。

児童期支援ネットワークグループは、2年間の成果として、引継ぎ支援シートを完成させることができたので、一つの区切りとし、今後のワーキンググループとしての方向性を再検討していく必要がある。

今後も協議が活性化するよう、委員の各選出母体の立場から見える地域課題を協議会に挙げていき、課題抽出が可能となる協議会の体系化が必要だと感じている。

(イ) 相談支援機能強化に関する事項

- ① 専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応に関すること。
- ② 地域の相談支援体制の強化に関すること。
- ③ 町内の教育機関やその他の、障害者等支援を実施している機関に対する専門的な指導、助言及び研修に関すること。

【実績】

- ① 専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応に関すること。
 - ・ 家族基盤が脆弱で、ひとり親家庭や、親にも障がいがあり、子にも障がいのある世帯、貧困層の家庭、児童虐待の恐れ、家庭内暴力のある家庭などには世帯支援を実施。福祉サービス事業所の他、児童相談所や、子育て支援課、県ほっとステーション横浜、保育園等との連携を実施。
 - ・ 事例検討会参加、等

② 地域の相談体制の強化に関すること。

- ・ 寒川町自立支援協議会参加（計5回）
- ・ 委託相談支援事業所連絡会参加（計7回）
- ・ 湘南東部保健福祉圏域自立支援協議会参加（計2回、運営会議計3回）
- ・ 主任相談支援専門員連絡会参加（計3回）
- ・ 相談支援（意思決定支援）ネットワーク参加（計3回、研修主催1回）
- ・ 重度障害者等の医療ケアに関する連絡会参加（計2回）
- ・ 圏域センターランチ会議参加（計1回、研修参加1回）
- ・ 寒川町障害者事業所連絡会参加（計4回）
- ・ 福祉活動センターまつり会議参加（計2回、5/27福祉活動センター祭り参加）
- ・ Fネットワーク会議参加（計2回）
- ・ 神奈川県支援会議（計2回）

③ 町内の教育機関やその他の、障害者等支援を実施している機関に対する専門的な指導、助言及び研修に関すること。

- ・ 子育て支援センター主催の子育て関連施設及び障がい者相談支援事業所合同ワークショップへの協力
- ・ 適宜、町内小学校・中学校支援級への支援に関する情報共有、支援の方向性の共有等を実施。
- ・ 適宜、支援学校への支援に関する情報共有、支援の方向性の共有等を実施。
- ・ 養護学校より、R6年度事業所説明会実施に向けての冊子原稿の内容確認の依頼。内容等について助言。

【課題】

① 専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応に関すること

（ア）の2とも重複するところではあるが、未受診の方や軽度の知的障がい、発達障がい、適応障がい等の方の相談が増えている。必ずしも障がい福祉サービスが適切ではない場合が多く、しかしながら、適切な連携先も見当たらず支援の展開に苦慮している。

また、貧困層の方の相談も増えており、貧困状態に起因する2次発生的に精神的に不安定になっている方の相談が増えている。生活のしづらさの要因が多層的で、多岐に渡るため、委託相談としての支援には限界がある。行政においては福祉課のみならず、関係他部署の連携が喫緊の課題であると感じる。

児童については、児童相談所（虐待の恐れ）が関わっている児童の相談が少なくはない。保護者への支援も必要となるが、保護者に支援拒否がある、障がいがある等、保護者との関りに難航することが多く、児童相談所、子育て支援課との連携強化と役割のすみわけが必要である。

②地域の相談支援体制強化に関すること

①の課題に通じるところではあるが、委託相談の利用者像が多様化していることから、委託相談のあり方について地域での課題の共有と、あり方の共通認識が必要だと感じている。基本的には、委託相談の対象者をサービスを利用していない方として、計画相談との役割の明確化も必要であると思う。

③町内の教育機関やその他の、障害者等支援を実施している機関に対する専門的な指導、助言及び研修に関すること。

個別支援を介した、教育機関等への情報共有、支援の方向性の共有については適宜実施していたが、研修会等は委託相談としても実施するには至らなかった。教育機関等との個別ケース以外の媒体を通じた協働関係の構築が必要と感じている。

(ウ) 居住入居等支援に関する事項

- ① 不動産業者に対する物件、あっ旋依頼及び家主等との入居契約手続きの支援に関すること。
- ② 利用者の生活上の課題に対し、緊急対応が必要となる相談支援、関係機関との連絡および調整に関すること。

【実績】

- ① 不動産業者に対する物件、あっ旋依頼及び家主等との入居契約手続きの支援に関すること

・「住居入居等に関する支援」の件数は80件であったが、ほぼグループホームへの入居支援が多くを占め、実際に不動産とのやりとりがあった方はいなかった。

- ②利用者の生活上の課題に対し、緊急対応が必要となる相談支援、関係機関との連絡および調整に関すること。

- ・在宅の方で、連絡が取れなくなった方への安否確認のため、緊急訪問等を実施。
- ・在宅の方で、自殺念慮が高まった方への、子育て支援課保健師と緊急訪問を実施。
- ・グループホーム利用者の不穏状態があり、平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所と緊急訪問、警察対応、等。

【課題】

- ① 不動産業者に対する物件、あっ旋依頼及び家主等との入居契約手続きの支援に関すること

今年度については、ほぼグループホームへの入居支援が多く、実施に不動産とやりとりをした方はいなかったが、引き続き個別支援の他に、地域の不動産業者に対しての普及啓発活動も必要であると感じている。

②利用者の生活上の課題に対し、緊急対応が必要となる相談支援、関係機関との連絡および調整に関すること。

近所の方や、家主、同居家族とのつながりが希薄な方が多く、また、委託相談としても家主及び同居家族、町内会等と連携が希薄であるため、緊急時や災害時に即時に居宅に様子を伺うことのできる支援体制が脆弱である。

(エ)障害者等及び家族等支援に関する事項（別紙1参照）

発達障がい児者等及びその家族に対し障害に対する受容と理解を促すこと等を目的に、勉強会等を実施するものとする。

4、2024年度（令和6年度）の主な取り組み

① 寒川町の相談支援体制強化

○委託相談支援事業と、指定特定・指定障がい児相談支援事業の役割の明確化

委託相談支援事業と、指定特定・指定障害児相談支援事業の役割を明確化することにより、相談支援の質の向上と量的拡大の両立を目指す。

長期的には、委託相談支援事業と、指定特定・指定障害児相談支援事業の兼務を解消することを目指す。

■委託相談支援事業について

委託相談支援事業においては、福祉サービスを利用していない方への緊急介入及び集中的・機動的支援、本人及び家族との直接支援が困難な状況における相談介入に至るまでの環境調整または関係機関の後方支援を中心に行うものとする。

福祉サービスにつながった時点で、速やかに指定特定・指定障害児相談支援事業（必要に応じて、他事業所）への移行を行えるよう、福祉課、さむかわ基幹相談支援センターと協働し、地域全体として、委託相談支援事業の役割の明確化を目指していく。

○委託相談事業所2事業所における体制強化

現在寒川町の委託相談は、すまいる、ゆいっとの2か所のみで展開している。

2事業所間における相談の傾向と量の不均衡を是正し、寒川町全体としての相談支援の質の向上と量的拡大を目指していく必要がある。

福祉課と協働しながら、地域（町民、関係機関等）へ地区割体制を基盤とするものの普及を徹底するとともに、寒川町の委託相談として目指す方向性をすまいると共有し、2事業所間での連携を強化していく。

②児童期支援機関（未就学）との連携強化

児童の相談について、低年齢化している傾向にある。幼稚園入園前（2歳～）の児童の相談が増えている。また、普通級であるが不登校等の状態の児童の保護者からの相談が増えており、児童期の相談内容は低年齢化・多様化している。

児童期における本児への支援は親への育児支援、親への就労支援など、さまざまな要素が複雑に絡み合っているため、行政においては子育て支援課、教育研究室、保育課等、関係機関としては、サービス提供事業所（放課後デイサービス、児童発達支援事業所）、保育園、幼稚園、小学校（支援級・普通級）、中学校（支援級・普通級）等、児童に係るすべての機関との連携を強化していく。